

別表18 土木建築用ゴム資材

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	再生ゴム資材を含有した土木建築用ゴム資材を対象とする。
② 品質・性能	<ul style="list-style-type: none"> a. 工業化された製品であること。 b. 各資材については、別表18-1の基準に適合していること。 c. 耐候性（土中で使用するものについては耐薬品性）について耐久性が実証されていること。
③ 再生資源の含有率	再生ゴム資材をゴムの原料として別表18-1に示す含有率使用していること。ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	<ul style="list-style-type: none"> a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。 c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
⑤ 品質管理	<ul style="list-style-type: none"> a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表18-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表18-1 製品の品質・性能基準及び再生資源の含有率

資材	品質・性能	含有率
弾性舗装用ブロック	1. 寸法の許容差 普通ブロック 長さ(l)：±3mm以内 幅(w)：±3mm以内 厚さ(d)：±3mm以内 透水性ブロック 長さ(l)：±3mm以内 幅(w)：±3mm以内 厚さ(d)：-1～+5mm以内 2. 物性 引っ張り強さ 80N/cm ² 以上 (試験方法は、「JIS K 6251：2019 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方」に準ずる) 硬さ55以上 (アスカーCS 硬度計)	製品の質量比50%以上
車線分離ポール	ゴム材料の特性 引張り強度 12N/cm ² 以上 (試験方法は、「JIS K 6251：2019 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方」に準ずる)	ゴム部の質量比70%以上
車止め	曲げ耐力 0.84kN・m以上 (試験方法は「JIS A 5371：2016 プレキャスト無筋コンクリート製品推奨仕様B-2 製品の曲げ耐力試験」に準ずる)	製品の質量比80%以上
歩道路面※の仮復旧用マット (※車両乗り入れ部は小型貨物自動車程度に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべり抵抗値 (BPN 値) 60以上 ・ 小型貨物自動車程度の荷重 (3t) に対する強度確保 ・ その他使用条件に応じた性能が確保されていること。(平坦性、めくれやはがれを防止する対応等) 	製品の質量比50%以上

別表18-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	--